（別紙様式）

診 　 　　断 　　　書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　　　　　 名 |  | 生年月日 | 年 月 日( 歳) |  |
| 住 所 |  | | |
| 障害名  又は病名 |  | | |
| 補助対象区分 | Ａ. 視覚障害（１級～６級）Ｂ. 聴覚障害（2級～4級,6級）  Ｃ1. 精神発達遅滞（ﾀﾞｳﾝ症） 　Ｃ2. 精神発達遅滞（その他）  Ｄ. 肢体不自由（１級～７級）Ｅ. 言語（機能）障害（３～４級）  　Ｆ．心臓･腎臓･呼吸器･ぼうこう又は直腸・小腸・免疫機能障害（１～４級）  　Ｇ．平衡機能障害（３級、５級）Ｈ．病弱・虚弱(筋ｼﾞｽﾄﾛﾌｨｰ、先天性障害、その他)  Ｉ. 発達障害 　　　　　 　Ｊ. 情緒障害  Ｋ. 言語障害（機能障害ではない重い言葉の遅れ） | | |
| 症状や病状の  内容及び程度  【空欄の場合は対象外】 | Ｃ2.に該当の場合［Ａ１・Ａ２・Ｂ１・Ｂ２］に相当、または指数 | | |
| Ｈ. 病弱・虚弱の場合のみ**【必須】**  ※学校教育法施行令第22条の３  （特別支援学校の対象  水準の判断材料） | * 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患、身体虚弱の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度である * 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患、身体虚弱の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度ではない | | |
| 上　記　の　と　お　り　診　断 し ま　す。  　令和 年 月 日  　　　　　　　　　　　　 　　　 　診 断 機 関 名  　　　　　　　　　　　　　　　 　 医 師 印 | | | |

※学校教育法施行令第22条の３

病弱者　１慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して　医療又は生活規制を必要とする程度のもの

　　　　２身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

（注） 本診断書は、神奈川県における私立幼稚園等に対する補助金に係る交付申請書の添付書類

の標準的な様式として提示したものです。

＊診断書や判定書を医療機関等に依頼する時の参考にしてください。

「私立幼稚園等特別支援教育費補助金」に係る診断書等の記載についてのお願い

|  |
| --- |
| この診断書は、「私立幼稚園等特別支援教育費補助金」の申請にあたって、お子さまのご状況が下記の補助対象区分に該当し、幼稚園等での生活を送るうえで特に配慮が必要と認められることを証明するために提出していただくものです。  したがいまして、診断書等に単に病名だけの記載しかなく、**「症状等の内容や程度が明記されていない」、「判断材料になる必要事項の記載がない」等の場合は、補助金の対象とはなりません**のでご留意願います。 |

「私立幼稚園等特別支援教育費補助金」に係る診断・判定基準

|  |  |
| --- | --- |
| 補 助 対 象 区 分 | 特別支援の必要性を証する書類  （いずれか１種類） |
| ○ 視覚障害（１～６級） | (1) 身体障害者手帳の写し |
| ○ 聴覚障害（２～４級、６級） | (2) 特別児童扶養手当受給証書の写し |
| ○ 肢体不自由（１～７級） | (3) 在宅重度障害者等手当受給証書の写し |
| ○ 言語（機能）障害（３～４級） | (4) 診断書・判定書 |
| 〇 心臓･腎臓･呼吸器･ぼうこう又は | （医療機関等が原則として**令和７年度に発行** |
| 直腸・小腸・免疫機能障害（１～４級）  〇 平衡機能障害（３級、５級） | **した**、症状や病状の内容・程度の等級が明記  された診断書等又は別紙様式） |
| ○ 精神発達遅滞・知的障害 | (1) 療育手帳又は愛の手帳の写し |
| ＊（A1～B2）または指数が７５以下 | (2) 特別児童扶養手当受給証書の写し |
| （｢指数｣とは標準化された検査により | (3) 在宅重度障害者等手当受給証書の写し |
| 判定した結果を指数化したもの） | (4) 診断書・判定書 |
|  | （医療機関等が原則として**令和７年度に発行**  **した**、症状や病状の内容・程度が明記された  診断書等又は別紙様式） |
| 〇 病弱・虚弱 | 診断書・判定書 |
| 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び  神経疾患、悪性新生物その他の疾患、身体虚弱の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度  （特別支援学校の対象となる程度） | （医療機関等が原則として**令和７年度に発行**  **した**、**症状や病状の内容・程度が明記され、**  **特別支援学校の対象となる程度、継続して**  **医療又は生活規制を必要とすると明記された**  診断書又は別紙様式） |
|
|
| 〇 発達障害（疑い、傾向等は対象外） | 診断書・判定書 |
| 例：自閉症、アスペルガー症候群、  広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）等 | （医療機関等が原則として**令和７年度に発行**  した、症状や病状の内容・程度が明記された  診断書等又は別紙様式） |
|
| ○ 情緒障害  ○ 言語障害  機能障害でない重い言葉の遅れ |  |

注１ 「特別児童扶養手当受給証書」は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に

規定するものを指します。（所得制限のため支給停止の場合でも可）

２「在宅重度障害者等手当受給証書」は、神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(昭和44年神奈川県条例

第９号)に規定するものを指します。

**３「診断書・判定書」は、原則として令和７年度に発行したものとしますが、前年度11月以降に発行された**

**ものも可としております。**